

裁判員経験者意見交換会議事録 10月18日

午後2時00分開会

長崎地方裁判所

1 はじめに

○(総務課長) それでは、これより裁判員経験者との意見交換会を開催いたします。開催に当たりまして、横田長崎地方裁判所長からあいさつがあります。

○(司会者) 私は進行役を務めます長崎地裁所長の横田と申します。どうかよろしくお願いいたします。

裁判員制度が始まりまして約3年5ヶ月経過したわけですが、長崎でも多くの裁判員事件の審理、判決が行われ、たくさんの県民の方に裁判員として参加していただきました。

本日は、裁判員を経験された方との意見交換会ということで、3名の方に御参加いただきました。皆様方には大変お忙しい中、本当にありがとうございます。

裁判員経験者の皆様方は、裁判の終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っておりますが、裁判員裁判を経験されてしばらく時間が経過した時点で、また改めて裁判員としての経験を振り返っていただきまして、御意見や御感想を伺いたいと思います。伺った御意見などは今後の裁判員裁判の運用に生かして、分かりやすく、充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきたいと思います。

それでは、裁判員経験者以外の参加者を御紹介いたします。検察庁からは、日比検事が参加されております。

○(日比検察官) よろしく願いいたします。

○(司会者) 弁護士会からは、大西弁護士が参加されております。

○(大西弁護士) よろしく願いいたします。

○(司会者) 裁判所からは、重富判事が出席しております。

○(重富裁判官) よろしく願いいたします。

○(司会者) 3名の方には、裁判員経験者の皆さんからの質問に答えていただいたり、また、時間がありましたら、裁判員経験者の方々に質問をしていただくことがあるかもしれません。どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、裁判員経験者の方から全般的な感想を伺いまして、その後、進行予定表にありますように、量刑を中心とする審理・評議などについての感想・意見、休憩を挟んで守秘義務に関するその他の問題それから最後に、今後、裁判員となられる方へのメッセージを伺いたいと思います。その後、記者の方から20分程度質問をしていただいて、それについてもお答えいただきたいと思います。

2 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

それでは順に、裁判員を経験しての全般的な感想を伺いたいと思いますが、番号でお呼びします。

1番の方は、保護責任者遺棄致死事件で3日間担当されたということでよろしいですね。では、よろしくお願いいたします。

○(裁判員経験者1) 皆さんお疲れさまです。私は2年ほど前の裁判員裁判に参加させていただきました。2

年ほど前と申しましても、呼出しのお知らせが来たときは、ついこの間のような感じだったんですけども、証拠の写真等が衝撃的過ぎて、今でも鮮明に覚えています。その3日間は、貴重な経験をさせていただいたかなというふうには思っています。

○(司会者) どうもありがとうございました。それでは、2番の方は、強制わいせつ致傷事件で7日間担当されたということですね。よろしくお願いします。

○(裁判員経験者2) お疲れさまです。ちょっと風邪を引きまして、声が出にくくなっていますが、よろしくお願いします。

私の場合は7日間ということだったんですけども、やはり最初のころは何でも初めてなので、どういうことなのかなと思っていましたが、日に日にやっていくことによって、裁判というのはこういうものとか、いろいろと分かってきて、何かすごく勉強になったなというのが最後の方の感想になるんですけども。私が感じたのは、やはり人のことに対して決めるというのは、本当に精神的にもかなり大変だったかな。遠いところから来ていましたので、2時間以上かかったんで、やはりそういうときも家族の支えがあったからこそ来られたかなという感じで。こちらに来れば、スタッフの方とか、皆さんよくしてくださったので、最終日ぐらいになったら本当に毎日出社しているような感じでいました。

最終的には、この裁判員制度に関係したので、いろんな事件を、どうなっているんだろうとか、よく見るようになっていきます。

○(司会者) どうもありがとうございました。それでは、3番の方は、強姦致傷事件で3日間担当されたということですのでよろしいですね。よろしくお願いします。

○(裁判員経験者3) あれは6月でしたかね、ですから、鮮明にまだ覚えておりますので、そこで経験したことについて話したいと思います。

3点ほどですね。まず、この裁判を通して、貴重な体験ができたと思っていますが、量刑の判断に及んだときは非常に責任の重さといいますかね、それを痛感いたしました。ですから、その後、被告人が控訴したのかどうかとか、あるいは二審、三審までいったのかとか、そういうことを何か私たちに教えていただける方法はないかなという気がしております。多分、裁判所にお尋ねすれば、いや、控訴したよ、棄却したよいろんな話が出てくると思うんですけども、何か自動的に裁判員にそういうようなお知らせ等が来るようなことはないのかなと思ったりしていました。

2点目ですけども、呼出状が参ったんですけども、そして、その会場に行きますと30人弱ほどの予定者が来ておりました。それでびっくりしたんですね。10人ぐらいかなと思ったんですけど、30人ぐらいでしたね。そこで、初めて事件の概要、具体的内容が分かりました。やはり重大事件、あるいは残虐な事件、今ちょっとお話があったと思うんですけども、そういうところがあるということを事前にお知らせいただいで、そんなの私はもうできませんという方もいらっしゃるんじゃないかと思います。それから、私の場合は3日間でしたけど、今、1週間とか、新聞によると1年かかったとかいろいろありますから、いや、そういう長

期には、私たち仕事でちょっとできないという人には積極的に辞退を認めるような制度といますかね、それをぜひお願いしたいなと思っています。

心的外傷後ストレス障害ですか、PTSDという可能性があるという方は、事前に裁判官の面接の時点で申し出るように環境を整えていただいて、後でいろいろカウンセリングがありますよとかいうよりも、その方がかえっていいんじゃないかと思いますので、その辺よろしくお願いたします。

3点目ですけど、裁判当日ですね、弁護側、検察側がプロですから流暢にしゃべっていかれるんですけども、中には難しい法律用語がありまして、何のことかなというのがやっぱりあるんですね。私たちは素人だし、傍聴人も素人だし、そういう中で、法律というのはもちろん使わないといけませんけれども、これはこういう意味ですと、何か追加解説みたいな、それがあつたらいいのかなと思います。ただ、控室に行きますと、法律用語というのがですね、用語集とか置いてありますから、それを見れば分かるんですけども、簡単にでもいいですから、法律用語などの難しい言葉は、何かちょっとだけでも解説していただければありがたいかなと思っています。

- (司会者) どうもありがとうございました。今までのところで、何か法曹三者の方で御質問等ありますか。
- (大西弁護士) よろしいですかね。もし覚えていけばいいんですけども、難しい用語なので覚えていないのかもしれないんですけども、どういう言葉が難しかったかというのをもし覚えていらっしゃれば教えていただけますか。
- (裁判員経験者3) 例えば、今日もさっきあつたんですけど、「事実認定」とかですね。
- (司会者) 弁護士さんの方から「事実認定」について、ちょっと説明をしていただけますか。
- (大西弁護士) 難しいですね。事前の準備なしでは、なかなか難しいですよ。
- (司会者) 事実を認定することなんですけども、事実というのはどういう事実なのかという、いろんな意味があるのかもしれませんが、事実を認定することを事実認定と言っているんですが。
- (裁判員経験者3) 事実を決定するという意味ですか。
- (司会者) 認定するというのは決定というのと同じような言葉で使っていると思いますが。検察官、何か補足してありますか。
- (日比検察官) 今、所長がお話になったとおりだと思っております。裁判の特殊性から、やっぱり決定するというのは、提出された証拠から認めなければならないというところで難しいところがあるのかな。ですから、心証的な色分けではなくて、証拠からどのような事実が認定できるのかという面で認定という言葉を使っているのかな思っております。
- (司会者) 私たちは、ついそういう専門用語を使ってしまいますので、今日も何か質問等で分からないところがありましたら、遠慮なく聞き返していただきましたら、私たちにとっての勉強にもなりますので、よろしくお願いたします。

### 3 量刑を中心とする審理・評議・判断についての感想・意見

それでは、今、全般的な感想を伺いましたが、これから量刑を中心とした問題に移っていきますけれども、まず、量刑を決めるに当たって、どういう点が難しかったのかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。どなたでも結構ですが。例えば、1番の方、量刑を決めますよね、刑を懲役何年とか決めるのはどうでしたか。難しかったですか、それとも割とすぐに決められましたか。

○(裁判員経験者1) 控室の方で裁判官がいらっしゃいますよね。きちんと説明をさせていただいたので、そのときに参加している裁判員さんの皆さんで意見交換、もう意見を皆さんで出しながらしていたので、そう難しいというふうには感じなかったんですけども、責任の重さの方が上回っていたかなと思います。裁判官からとても詳しく分かりやすく説明していただきましたので、その基準の考え方ですかね、その点では困難には感じませんでした。

○(司会者) どうもありがとうございます。ほかの方はいかがですか。2番の方は。

○(裁判員経験者2) 私も裁判官の方が今までの例でどれぐらいの量刑だということもちょっと話をさせていただいたので、今回はどれぐらいにしようとか、一応そういう基準がちょっとあったので、判断したんですけども、やはりすごく重いなという感じは受けました。

○(司会者) ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

○(裁判員経験者3) 決めた量刑ですけども、最終的に検察側から求刑が出ますよね。その年数、懲役何年というて出ましたけれど、その年数をもとに弁護側の情状酌量とか、そういうのがないのかどうかということも判定して、そして、その後、評議に入ったんですけども。今までの判例とかを裁判官から教えていただいたんですけども、判例とこの事件は全く一緒じゃないんですよ。いろんな微妙なことがたくさんありますので。しかし、参考になったのは、検察側の求刑、それと弁護側の最終弁論ですか、それとあとは判例といいますが、今までの過去の類似した事件の内容を照らし合わせて判断させていただきました。自分で判断して投票いたしました。

○(司会者) どうもありがとうございます。それでは、ちょっと振り返りまして、また審理の方からお話を伺いたいと思います。まず、起訴状朗読、起訴状を検察官が読んで、その後、検察官とか弁護人が冒頭陳述というのをを行うんですけども、これは大体今でも記憶されていますか。検察官とか弁護人の冒頭陳述はどうですか、よく分かりましたか。それとも、この辺がよく分からないとか、長過ぎたとか、短過ぎたとか、何かそういう点の御意見がありましたらお伺いしたいと思います。1番の方はどうですか。

○(裁判員経験者1) 大変申し訳ありません、2年前のことですので、3日間の中でどの部分がどこでどのということ、鮮明には覚えておりません。ただ、もう全体的に非常に分かりにくかったというのは感じていません。

○(司会者) 冒頭陳述という意味はお分かりですかね。証拠によって証明しようとする事実ということで、検察官や弁護人が、初めのほうの主張になりますが、述べますよね。だいぶ時間もたってしまっていますが、2

番の方はどうですか。

- (裁判員経験者2) 私は1月だったものですから、よく覚えております。それで、よくテレビで見ますよね。検察の方でいろいろ証拠ですか、証拠を出してとかいって。だから、何か狂倒されて見ていました。やはり弁護士さんとのやり取りですか、それも分かりやすかったですね。私たちがノートに一生懸命メモを取っていました。やはり初めて法廷に一緒に行って、あっ、こういうものだということで、何かすごい体験をさせていただいたということでした。
- (司会者) ありがとうございます。3番の方はどうですか。まず、冒頭陳述については。
- (裁判員経験者3) 数ヶ月前ですから鮮明に覚えていますので。よく理解できました。そして、この事件は本人もみんな認めている事件だし、それこそ事実認定されていた事件でありましたので、言われることがよく分かりますし、とにかく流暢にしゃべっていただきましたので。ただ、時々分からない言葉があったというだけです。
- (司会者) 冒頭陳述というのがあった後、今度は証拠調べといって、調書を読んだり、証人尋問とか、被告人に聞いたりするのがあるんですが、これは証拠調べというんですけども、これは今でも大体記憶されていますか。その証拠調べに関してはどうでしたか。分かりにくかったところは全くなかったですか。今度、では、3番の方から。
- (裁判員経験者3) この点も非常に分かりやすいといえますか、よくそろっているなという感じがしました。事件性から見て、もっと大きな証拠があるかなと思ったんですけども、意外と少なかったと思います。そして、確実性のある証拠だったんじゃないかなと思っています。
- (司会者) 今おっしゃった大きな証拠とは。
- (裁判員経験者3) いやいや、多くの。
- (司会者) 証拠がもっと多いんじゃないかと思ったけれども、意外と少なかったという、それは足りなかったんですか、それとも……。
- (裁判員経験者3) 事件性から見て、それぐらいだろうと思います。そんな認定されているようなものじゃないですね。ただ、弁護側の証拠が少し物足りなかったというか、何か弁護するような証拠がなかったんでしょうかね。そんな感じがしておりますけどね。
- (司会者) 物足りなかったというのは。
- (裁判員経験者3) そういうわけじゃないんですけど、弁護団が何か苦戦していたなという気がしました。
- (司会者) 弁護人の方で、弁護側の証人とかというのは何かあったんですか。
- (裁判員経験者3) はい、もちろん証人が2人ぐらいでしたかね、出ましたね。職場と御家族の方と出ましたけど、あとは何も。弁護側としては情状酌量を求めるような意見ばかりじゃなかったかなという気がします。
- (司会者) 例えば、証人尋問は、内容は分かりやすかったですか。

- (裁判員経験者3) はい、証人に聞く内容ですから非常に分かりやすいです。私たちと同じ一般の間人ですからね。その言葉は易しく分かりやすく問い掛けていたと思います、証人に対してはですね。
- (司会者) 検察官の方は、供述調書とか、書証というんですけれども、書類を取り調べたのが多かったんですかね。
- (裁判員経験者3) それと動機ですね。動機と証拠。
- (司会者) 動機というか、何でやったのかみたいなことを調書とかそういうもので取り調べたということなんでしょうか。それとも証人調べを行ったのですか。
- (裁判員経験者3) 調書というのは何でしたっけ、書面ですかね。
- (司会者) ええ、書面。その書面を検察官が読んで。
- (裁判員経験者3) はい。
- (司会者) それはどうでしたか、分かりやすかったですか。
- (裁判員経験者3) はい、特に問題なく、よく分かりました。内容的に事件が複雑じゃなかったからですね。その人が犯人かどうか分からないという状況じゃなかったからですね。
- (司会者) 2番の方は、争いがある事件だったんですかね。
- (裁判員経験者2) そうですね、証人の方がいらしたので、その証人の方の意見も結構取り入れられたかなという感じはしました。分かりやすかったですね。
- (司会者) 証人は何人が取り調べたわけですか。
- (裁判員経験者2) はい。
- (司会者) では、例えば、証人尋問で、裁判員の方も補充して聞きたいことは聞いたりされたわけですか。
- (裁判員経験者2) はい、何人が聞きました。
- (司会者) 証拠調べで、特にここはこうしてほしかったとか、そういうところはないですか。
- (裁判員経験者2) みんなで評議のときに話をしたりとかしたんで、大丈夫だったと思います。
- (司会者) そうですか。1番の方はどうですか。
- (裁判員経験者1) 証人に何人立たれたのかということまでは覚えていないんですが、特に難しかったというのがなかったからですね。
- (裁判員経験者3) よろしいですか。証拠の中でちょっと思っていたんですけど、一般的には強盗とか家宅侵入とか窃盗とかになると、指紋を取りますよね。あの指紋が証拠になかったので、本当にそれで確定的なのかなというのはちょっと思ったことがあったんですけど、本人が認めていたので、指紋がなかったような気がするんですけど、いかがでしたかね。
- (司会者) それは、証拠として指紋があった方が安心するという、そういうことなんですかね。証拠としてあった方が。
- (裁判員経験者3) ほぼ確定的な、犯人のですね、決定するといえますかね、確定するような内容じゃない

かなとは思っていますけど。

- (司会者) ただ、本人は事実を認めていたので、争いがなかったということですか。
- (裁判員経験者3) はい。しかし、やっぱり慎重にやるべきだろうと思ったりもするんですよね。
- (司会者) ほかの裁判員の方、証拠の量とかはどうでしたか。多かったとか、少なかったとか、ちょうどよかったとか、そういう何か御意見はありますか。
- (裁判員経験者2) 7日間でしたから、かなり量は多かったんじゃないかなと思ってはいます。
- (司会者) 量が多くて、余りにも多くて混乱するとか、そういうことはなかったですか。
- (裁判員経験者2) でも何か、毎日が一生懸命、自分でもちゃんと書いて、ここのところはちょっと質問しようかなとか、いろいろと必死で、ついていくのに大変だったです。
- (司会者) 質問したいことは、メモして実際に質問されたりもしたんですか。
- (裁判員経験者2) はい。そうです。
- (司会者) 証人から答えは出たわけですか。
- (裁判員経験者2) そこまではちょっと。ちょっとそのところは忘れちゃったけれども。
- (司会者) でも、聞きたいことは聞けたということですか。
- (裁判員経験者2) 証人質問のところは、ちょっとしか私はしていないので。
- (司会者) 被告人に質問を行い、被告人に対しては聞きたいことを聞いたということですか。
- (裁判員経験者2) はい、ちょっと聞きました。
- (司会者) 1番の方はそういう、自分で聞きたいことは聞きましたか。
- (裁判員経験者1) 申し訳ありません、覚えていません。聞いたような記憶もあるんですけど。証拠の数について、平均的なものを知らないですよ、私たちというのはですね。日ごろから傍聴しに行くわけでもないです、多かったのか少なかったのかは分かりませんが、判断材料としては十分であったんじゃないかなと感じています。
- (日比検察官) 3番の方に2点ほど御質問させていただければと思います。  
まず1点目ですが、証人尋問に関しては、弁護側、弁護人の方が2人、証人尋問が行われたということだったかと思います。事件としては、強姦致傷事件だと聞いておりますので、そうすると、被害者の方の証人尋問は行われていなかったということでもよろしかったですよね。
- (裁判員経験者3) はい。
- (日比検察官) となると、検察官としては、被害者の証人尋問に代わって供述調書と、被害者の方がお話になったことを検察官の方でまとめたものを女性検察官の方で朗読していたというふうに思いますが、それでよろしかったですか。その供述調書を朗読して聞いていたということですが、その点について、ちょっと分かりにくかったなと思われたのか、供述調書がまとまっていてそれなりに分かりやすかったと思われるのかという点をちょっとお伺いできればと思います。

- (裁判員経験者3) 確かに供述調書、被害者は出ていませんでしたので、供述調書によって知ったわけですが、非常に分かりやすかったと思います。
- (日比検察官) そこは、どういう点が分かりやすかったと思われたのか。
- (裁判員経験者3) 事件の中身です。最初からずっと分かりましたのでね。
- (日比検察官) まとまっていたというような。
- (裁判員経験者3) それと、本人がいかにかしい思いをしたかという点ですね。
- (日比検察官) 被害の実態が分かりやすかったということですかね。もう一点御質問させていただければと思いますが、先ほどのお答えの中で、指紋があるのかどうかというお話があったかと思います。我々、捜査機関としては、やはり捜査の段階で非常にたくさんの証拠を収集しています。その証拠を弁護人の方にお見せをして、弁護人の方とお話をして争いが無いということになった場合には、証拠を圧縮して裁判員の方に見ていただくという形を基本的には取らせていただいています。そのようなことについては、裁判官に聞いていただければ、裁判官の方から御説明、一般論としてはあるかと思うんですけども、裁判員の方から、その当時、指紋がないのかなとか、そういう点、疑問があるときに、評議の場で裁判所の方にお話をお伺いできるような雰囲気だったのか、もしくは実際にお聞きになられたのかという点の辺りを教えていただければと思います。
- (裁判員経験者3) お尋ねすれば、必ずあるよ、ないよということは答えていただけたと思います。私は尋ねていません。本人もこれは認めていることだし、特にそこまで思ったんですけども、しかし、指紋というのは圧縮するにしても、唯一のいわゆる効果的な一つの証拠になり得るんじゃないかと。例えば、包丁をかざしたとか言っていましたけれども、その包丁に指紋がついていれば、100%近くその人が犯人だと分かりますので、私もそのときはお尋ねはしなかった。話をしたら答えてはいただけたと思います。
- (日比検察官) ちょっと今の点で、もしあった方がよかったというふうに今お考えになりますか。それとも、なくてもよかった。
- (裁判員経験者3) いや、私は常識的に捜査の段階であつたんじゃないかなと思いますけど。
- (司会者) 証拠として調べた方がよかったかどうかということですか。
- (裁判員経験者3) 今思えば、あつた方がよかったかなという気がしますね。
- (司会者) 2番の方は、証人は何人か取り調べられて、調書とかも取調べはあつたんですか。
- (裁判員経験者2) ありました。
- (司会者) それはどうですか、分かりやすさは。
- (裁判員経験者2) 何人かいらしたんですけども、やはり証人がいるということで分かりやすかったかなというのがありました。それで、証人の方も何人かいらしたので、判断材料にはなつたんじゃないかなという感じはしました。
- (司会者) それはどんな点が分かりやすかつたんですか。
- (裁判員経験者2) 細かくですか。



- (司会者) いや、細かくというか、証人尋問は分かりやすかったですか。
- (裁判員経験者2) はい、分かりやすかったです。
- (司会者) 調書を取り調べる点も一部はあったんですか。それとも全然なかったんですか。
- (裁判員経験者2) 調書はありましたね。でも、証人の方が出てくるのが駄目というのもありましたし、どうだったかなと、ちょっと今いろいろと。1月だったけど、ちょっと忘れたところもあります。
- (重富裁判官) 証人の予定の方が証言されなくなって、それに代わって調書を読んでいただいたというのがあったと。
- (裁判員経験者2) はい、ありましたね。
- (重富裁判官) 付け加えて質問なんですけど、証人の形で直接お会いして話を伺って聞くのと、調書を読まれて聞くのと、その辺りは差異があるものかどうか。2つの経験がおありなので、感想があったらお聞かせいただけたらと思います。
- (裁判員経験者2) 1つは、証人の方が来られて、すごく分かりやすく話されたんですね。1つは、やっぱり来られないんですけども、調書を前に取られたんで、それをいろいろと判断材料にできたということはありません。
- (重富裁判官) 証拠の種類が違うものですから、同じような見方というか、しにくいと思うんですけど、印象に残りやすさとか、あと評議のしやすさとか、その辺りも証拠として直接聞いた方が分かりやすかったのか、調書でも十分それができたのか、その辺りはいかがでしょうか。
- (裁判員経験者2) やっぱり直接証人の方が来られて話される方が分かりやすいことは事実ありました。けれども、調書もしっかりしたものがなかったので、それも判断材料にできたことはあります。
- (司会者) ありがとうございます。  
 それでは、証拠調べが終わった後、検察官と弁護人が論告、弁論といって最終的な意見を述べますが、これはどうでしたか。3番の方は何か意見はありますか。
- (裁判員経験者3) この点は大体予測された内容であったような気がします。求刑については、私は全然何年というのは分からなかったんですけども、求刑以外は大体ずっと前の裁判を通して分かっていたので、論告、弁論はいずれにしても、厚かましいですが、予想どおりというか、何か分かっていたというか、そんな感じでした。
- (司会者) 予想どおりというのは、特に新しいものはなく。
- (裁判員経験者3) なかったですね。
- (司会者) 役に立ったかどうかということではどうですか。そういう論告、弁論があって、その後、評議するんですけども。
- (裁判員経験者3) はい、頭の整理になりました。
- (司会者) 長さとか内容でここを改めた方がいいとか、そういうところはあるですか。

- (裁判員経験者3) いや、改める長さも判断も私には分かりません。改めることも分かりません。
- (司会者) 2番の方はどうですか。最後の論告、弁論について、何か印象はありますか。
- (裁判員経験者2) 評議のときに、最終的に私たちにどれぐらいとか言いますよね。大体自分たちと同じぐらいかなという感じはしていました。けども、弁護士さんの方ですか、最終的なのは大分やっぱり違うなどいうのがありました。だから、それは控訴になったんですかね、それは分からないんですけども。
- (司会者) 論告、弁論の関係で、検察官、弁護人の方は何か御質問ありますか。
- (大西弁護士) 聞いているときの気持ちの持ちようなんですけれども、論告、弁論が始まる前までにもう証拠調べは終わっているんで、ある程度そこで心証を持たれているのかなとも思うんですけども、そういう状況で改めて論告、弁論をそれぞれ、検察官から論告を聞いて、弁護人から弁論を聞いてということで、検察官から論告聞いたとき、ああ、なるほどな、そうだなと思って、次、弁護人の弁論を聞いたら、あつ、それもそうだなとかというような心理状態で聞いているのか、あるいはその論告、弁論が始まるまでの証拠調べでもう既に心証はある程度固まっていた、その後聞いても、まあそうだな、そうだなみたいな、ちょっと確認するような感じで聞かれているのかというのをまず皆さんにお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。
- (裁判員経験者3) 私の件は決まっていたといいますか、本人が認めていましたので、論告、弁論を聞く前に大体、心証とおっしゃいましたけど、判断していました。そして、双方の弁論を聞いて頭の整理をしまして、やはりそうさうさうだ。弁護側の聞いてもそうだと思いますけれども、大体内容的に分かっていましたので、頭の整理になって、量刑の判断に移る際の参考にさせていただきました。
- (裁判員経験者2) 最終はやっぱりそうだなと思いましたがけれども、弁護人の方ではちょっと違ったので、私たちの事件の場合はまだ認めていないというところもあったので、こういうこともあるかなという感じはありました。
- (司会者) こういうこともあるのかなということは。
- (裁判員経験者2) 刑が何年とかになりますよね。検事さんが最終的にこう言われたんですけども、次に弁護士さんの方から何年とか言いますよね。でも、やっぱりそれが大分違ったので、難しいな、最終的にはその部分が大分違う。認めているのと認めていないのと、大分そこで差があるなどという感じはしました。
- (司会者) では、論告、弁論が終わって、評議に入って、いろいろ裁判官と裁判員の方で話し合って刑を決めていくわけなんですけれど、そこで裁判官もいろいろ説明をする場合があるかと思うんですが、裁判官の説明については何か御感想はありますか。分かりやすかったか、それとも、ちょっとこういう点がよく分からなかったとかありましたら、遠慮なく言っていただければと思います。
- (裁判員経験者1) それは先ほども述べさせていただきましたけど、とても分かりやすく、判断の材料となりました。
- (司会者) 例えば、いろいろ刑を決めるに当たって、データとか資料とかも示されましたか。
- (裁判員経験者1) 事細かなことはちょっと覚えていないんですけども。

- (裁判員経験者2) 裁判官の方はとても分かりやすく説明してくれたので、分かりやすかったです。今までのデータも詳しく説明していただいたので、その判断材料にはなりました。
- (裁判員経験者3) よく分かりました。いろんな資料を提出いただいて、量刑の判断になるような資料を出していただきました。いろんな専門家の説明を聞きながら、私たちの意見をどんどん聞いてくれました。非常にありがたかったなと思っています。
- (司会者) そういう量刑に関する資料を示すことについてはどうですかね。もうそういうのはなくてもいいんじゃないかという意見も中にはあるかとは思いますが、やはりそういうものがあつた方がいいのかどうか。2番の方、いかがですか。
- (裁判員経験者2) 初めてなので、やはりあつた方が分かりやすい。どれぐらいの量かというのは分からないから、データがあつた方がよかつたと思います。
- (司会者) そういうものがあつると、どうしてもそういうのに引きずられてしまうといひますかね、そういう危惧をされる方もおられるとは思んですけど。
- (裁判員経験者2) でも、ちょっと分かりづらひですよね。だから、やっぱりあつた方が判断の材料にはなるんじゃないかなと思ひました。
- (司会者) ほかの裁判員経験者の方、いかがですか。
- (裁判員経験者3) この資料がないと、私では判断できませんので、絶対これは必要な資料だと思ひます。資料がなかったら、専門家の御意見を聞いて、ああ、そうかそうかといひて、それに応じるようなことになってしまうんじゃないかと思ひます。だから、客観的な資料として必要だと思ひます。
- (司会者) そうしますと、示された資料といひるのは、量とか質も含めてですが、大体今みたいなものといひるか、あるいひはこういう点を改善した方がいいのではないかといひ点はいひありますか。
- (裁判員経験者3) 私のところは、資料は十分豊富とは言えませんが、どれだけ資料があるか知らないんですよ。だから、出されたものに対してはよく理解できる内容の資料でした。
- (裁判員経験者2) 私のときも出された量も十分だつたと思ひます。
- (裁判員経験者1) 事細かなことはちょっと記憶があいまいなのですが、そのときにやっぱり裁判官の方が、こう申してはなんですが、上から目線ではなく、本当に私たちの意見とか質問とかをすごく丁寧に聞いていただったので、資料についても多かつたとも少かつたとも、何も不満がないといひことは、ちょうどよかつたのではないかなといひふうに思ひています。
- (司会者) 評議でもいろいろ時間はある程度かけてやると思ひますけど、時間が短過ぎて十分議論できなかったとか、そういうことはなかつたですか。
- (裁判員経験者1) それに対しても、ちょっと時間が足りなかつたとは思ひなかつたので、十分自分自身が感じている意見も述べさせていだきましたし、質問をさせてもらっていましたし、ほかの方の意見もよく聞くことができましたので、十分だつたのではないかなと思ひています。

- （裁判員経験者2） 私も評議の時間というのも十分だったんじゃないかなと思います。裁判官の方たちもよく話を聞いてくれたということもありましたし、ほかの方たちも質問できたので、よかったんじゃないかなと思います。
- （裁判員経験者3） 事実認定ができないような案件ではなかったもので、それこそちょうどいいような時間であったと思います。十分な時間だったと思います。
- （司会者） 2番の方は、全部で7日間担当されたということですが、そうすると評議自体もかなり時間は長くかけて。
- （裁判員経験者2） はい、かなりありました。最初のころは何が何だか分からなくなって、大変だなと思って。でも、ずっと事細かく一生懸命記憶していましたから、こういうときの質問がいいのかなとか、いろいろ考えながら初めて経験したんですけどもね。でも、すごくよかったんじゃないかなと思います。でも、7日間って結構長い方ですと言われましたんですけども、何とか頑張ってこられたということで。
- （司会者） それでは、評議の関係で、裁判官含めて何か御質問は。
- （重富裁判官） 量刑評議のときに、私の方から、刑を決める上でどういったところが重要なんですよと、それ以外のところは調整的な要素になります、どういった考え方が基本になりますからという、まずそういう基本的な考え方を説明させていただいたんですよね。それは、刑事裁判にとっての共通認識ではあるんですが、ただ、一般の人たちの量刑感覚を生かすということが裁判員裁判の目的ですので、そういったことを言われると、いや、自分たちの感覚で決めさせていただきたいという、そういう思いを抱かれる方もないとも限らないんですけど、刑事裁判のルールにのっとった行為責任主義から話させていただいて、犯罪の中でどういった要素が重要になる、犯罪の態様の中でどういったところを重視すべきだということを説明しているのかどうかで、私はした方がいいと思ってしているんですけども、その辺りどんなお考えを持っているのかなというのをちょっと伺いたいところもあります。
- （司会者） 今、重富裁判官が言われた行為責任主義というのは、説明は分かりましたか。じゃ、ちょっと重富部長の方から説明していただきましょう。
- （重富裁判官） 刑を決める上で一番重視すべきなのは、被告人がどういった行為を行ったのか、その行為の重さによって刑の量刑を決めましょうということなんです。行為の重さを決める上で、じゃ、どういったところが重要なんです、これはどういった行為態様でどういった結果が、動機がどういったものかという判断に直接結びついた量刑、犯情というんですけど、そういったところを基本に考えましょうと、そういった説明を最初にするんです。論告、弁論に書いてある、それぞれの評価をどういうふうに見ましょかと、その辺りから刑をだんだん絞り込んでいくということになりますので、最初の出だしをこっちである程度規制枠を作ってしまうものですから、中には私たちが考えればいいんじゃないかというふうにお考えの方もおられるかもしれないですね。そういうところは、裁判官がリードしていいものかどうかですね。むしろ裁判員の方が非常にこういう点を重視しましょうというふうに考えた上で形成されていく量刑というんですかね、そういった

ものも考え方としてはありなんです。その辺をどうお考えなのかなど思っているんですけど。

- (司会者) なかなか難しい問題ではありますが、やった行為について責任を問うものであって、行為者といえますかね、やっている被告人が非常に、例えば、人格的にいかげんな人であっても、やっている行為がそんな重い犯罪じゃなければ、やはりやっている行為を基本に刑を決める。非常にまじめな人なんだけども、非常に重大な事件を起こしたら、やった行為が重ければその行為を基本に考えるということですけども、その辺、検察官とか弁護士も弁論と論告とかで述べられることもありますか。求刑するに当たって。
- (日比検察官) 今、裁判官がおっしゃられたような指摘、視点で求刑は当然させていただいています。論告でそのような視点で重くしているかという、必ずしもそうではなくて、事件ごとの特質でどういう点に注目してください。どういう形で裁判員の方に分かりやすいような形で論告をさせていただくか。だから、背景で求刑を決めるに当たっては、裁判官がおっしゃられているような、当然行為に責任があるという形で考えてはいます。ただ、当然、被告人が反省しているか反省していないかとか、そのような事情を考えた上で我々は求刑をしています。
- (大西弁護士) 私のやり方なんですけれども、まず犯罪事実があって、大枠が決まって、その中で一般情状というところでどう決めていくかと、枠の中で決める、その視点は持ちながらやるんですけども、ただ、犯罪事実でなかなか弁護側の情状がないというケースも多いので、必ずしも順番としてそういう枠組みの順番でやっていくとは限らなくて、やはり犯罪事実ではないところの情状をすごくアピールしたいということであれば、そこを押して行って、それをこのとおりに持って行ってとかというやり方をせざるを得ないというケースもあるのが多分多いと思うんで、一応そういうのも頭には置いているんですけども、例えば、弁論でそういった順番で弁論するというケースは少ないのかなと。やはりインパクトがあって、情状として有効だと思うことに分量を割いて弁論することが多いということにはなっていくのかなと思います。
- (裁判員経験者3) 評議の際に、責任主義というお話がありましたけど、私たちはその責任主義がどれだけの行為の重さというのが分からないんですよ。人を殺したとか、何人殺したとか、そういうことになったら死刑とか何とかというのは、新聞とかで分かるんですけども、強姦とか、あるいは刺したとか、その量刑の重さ、責任主義というのは分からないから、最初にそういうような評議の中で、ある程度誘導、誘導というのは失礼ですけども、説明していただくのがいいんじゃないかと思います。
- (裁判員経験者2) 私たちもちょっと分からないので、やはり最初にそう言っていただいた方が分かりやすいんじゃないかなと思います。
- (司会者) 例えば、今、重富裁判官が言われた行為責任、行為を基本に刑を決めるというのは、説明を受けると納得できることですかね。それとも、これはおかしいんじゃないかとかという感じはないですか。納得できますか。
- (裁判員経験者2) はい、納得できます。
- (司会者) 3番の方もその点はいかがだったんでしょうか。

ちょっと質問が分かりづらいかもしれませんが。やっている行為を基本に考える。ただ、そのやっている行為がどれだけの刑の量で懲役何年になるのかというのは非常に難しいと思うんですけども、責任を決める土台が、やっている犯罪行為を基本に考えるということは重富裁判官がもいつも説明されているそうなのですが、それは納得できる感じですか。

- （裁判員経験者3） 必要ですね。
- （重富裁判官） 実際にこういった点が重要ですねという、検察官、弁護人の御意見を踏まえて評議する中では、実は被告人の社会復帰をこれくらいにした方がいいんじゃないかとか、被害者が非常に宥恕しているから軽くしてもいいんじゃないかとか、そういうところで刑が割と左右されるようなところもあるものですから、私たちの感覚と裁判員、一般の国民の方との感覚のずれみたいなものも、もしかしたらあるのかもしれないかなと思って、ちょっとお伺いしたんですけど。
- （司会者） 今の宥恕というのは、被害者が被告人を許してもいいとか、そういうふうにした場合に、そういう意見を重視するのとかどうかみたいな問題もあるかとは思いますが、難しいですかね。
- （重富裁判官） これは感想までですので、この程度で結構です。
- （裁判員経験者3） 評議の件なんですけれども、裁判員の私どもが評議に加わって意見を述べて、結論に必ず反映されると私は経験上は思います。多少なりともですね。ところが、その内容については、完ぺきに守秘義務が問われますので、対外的に公表できない。となると、裁判員が加わったことで、何がどのように変わったのかということのを、あるいは市民感覚はどうだったのかということや国民が一番知りたいんじゃないかと思うんですね。それは、対外的に裁判員の感覚を表に出すことは非常に難しいと思うんですね。それを今後どうしたらいいのか。新聞で時々、市民感覚でどうだということが出てはいますが、その辺が今後の課題ではないかなという気がするんですね。私たちが加わったことで、どう判決が変わったのか、量刑がどう変わったのかということが分からないと思うんですね。やはり私たちが入らなくても同じ量刑だったのかな、入ったらどうだったのかなということは、国民として一番知りたい内容ではないのかなという気がするんですけどね。
- （司会者） その問題は守秘義務の問題も絡むと思いますので、いったん休憩した後、その問題に入りたいと思いますので、ここで、休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時20分再開

#### 4 守秘義務について

- (司会者) それでは、先ほど休憩の前、最後にもお話がありましたけれども、守秘義務の関係について御意見をお聞きしたいと思います。まず、裁判員の経験について、事件が終わった後、周りの人からどんな質問を受けたかというのをまずお聞きしたいんですが。
- (裁判員経験者1) 仕事を休んでいるもので、周りの方はもちろん承知の上ということでしたので、まず「どうだった。」と抽象的に聞かれるんですね。「どうだった。」と抽象的に聞かれるものですから、どこまで何をどう答えていいのかわからない、守秘義務ということを考えてですね。深く考え過ぎて答え切れなかったりしていました。ただし、終わった後は、やはり新聞に出ていましたので、内容をある程度知っている周りの方たちは、私の心の状態を心配していました。
- (司会者) 今言われた心の状態を心配されたというのは、どんな感じのことを心配されたということでしょうか。
- (裁判員経験者1) 私自身も、参加している3日間というのは、やはり証拠写真とかが余りにも衝撃が過過ぎて、夜中に目が覚めたり、寝つきが悪くなったり、睡眠不足でした。その後、普通に勤務する上で、疲れた表情をしていたんだと思うんですけども、事件の内容がやはりちょっと・・・今、事件の内容というのはお話ししていいんですかね。
- (司会者) ええ。
- (裁判員経験者1) お母さんがですね、子供を死なせてしまったということでしたので、やはり私も含め、周りも子育て世代ですので、自分に置き換えてしまうという部分での周りの方の心配等ありました。
- (司会者) どうもありがとうございました。どう答えたらいいいのかわからないということで、結局、例えば、「どうだったか。」とか聞かれて、返答としては、どんな感じになるのでしょうか。
- (裁判員経験者1) そうですね、もちろんほかの裁判員の方とかのことを教えないですし、どこまで答えましたかね。簡単な大まかな概要は説明したかと思います。
- (司会) ありがとうございます。
- それでは、2番の方はどうですか。終わった後、周りの方からどのような質問を受けるんですか。
- (裁判員経験者2) そうですね、最初に裁判員になったという人は周りでは誰もいなかったんですよ。それで、1週間ずっとこっちに来ていましたから、あんまり言えないというのがありましたからね。それで、最終的には新聞に載りましたから、ああ、こんなんだというのが分かりましたけど、余り言えないというのが何となく胸につかえたような感じで、私自身もちょっと朝早かったので、ちょっと逆流性食道炎がちょっとひどくなって、何か寝ていても胃にぐっと上がってきて、体調を少し壊したかなという感じはありました。でも、何か1週間、自分では頑張って来れたなというのはありましたけど。
- (司会者) 事件が終わった後、周りの方から根掘り葉掘りいろいろなことを聞かれるとか、そういうことはなかったんですか。

- (裁判員経験者2) 意外と、ほかの人はみんなまだなっていないので、そんなには聞かれなかったですね。
- (司会者) ありがとうございます。  
3番の方は終わった後はいかがでしたか。
- (裁判員経験者3) まず、私が裁判員になったというのを知っているのが少なかった。職場の人間と家族だけです。私が言わない限りは聞くこともないし、職場も家族も全然興味を示さなかったです。全くですね。大体において会話がないうもんですから。  
それで、私は知人に弁護士がいるんですけども、弁護士の先生と「なったんだよ。」という話をすると、「おお、そうか。珍しいね。」という話で、その後、意外と何も続かなかったですね。それぐらいで、別に何もなかったです。
- (司会者) それでは、次ですけれども、例えば、評議の秘密に触れるのではないかと迷ったようなことがあったかどうか、悩んだことがあったか、その辺はいかがですかね。こういうことをやると守秘義務に反するのではないかとかいうことで、何か迷ったことはないですか。
- (裁判員経験者1) 守秘義務についてということで、私の職場が守秘義務に重きを置いている職場ですので、まず根掘り葉掘り聞かれることがなかったということが一番よかったです。私もちょっと聞かれて話すときに、証拠写真が出たことは、多分構わないと思うんですよ。その中身について話しているのかなどうか悩んだりはしました。結果は話してはいませんが、ちょっとショッキングな映像だったということだけ話しました。
- (司会者) ありがとうございます。  
2番の方はどうですか、何か迷われたようなことはありますか。
- (裁判員経験者2) 難しいですね。どこまで話したらいいのかというのがすごく難しく、主人がどちらかというと裁判員になりたがっているんですね。それで、すごい興味津々なんで、どこまでとかいって、「ちょっとそこまでは言えない。」とかいって、結構伏せるまで、主人には余り言えないのがちょっとつらかったです。「絶対、やっぱり細かいことは言えないな。」とか、「終わったら分かるから。」とか言って、そんな感じで言いました。ほかの方は余り、自分はまだなっていないからという感じで、もし自分がなったらどうしようという感じはあったんですが。
- (司会者) 3番の方はいかがですか。
- (裁判員経験者3) 迷うことはありませんでした。大体、評議内容とか、そういうことについては絶対守秘だということで、あと、裁判で公開でされていることは言っていないよということでしたから、いわゆる評議と裁判、その2つで判断していました。ですから、迷ったことはありません。
- (司会者) それでは、ちょっと質問を変えて、守秘義務を課すことについて、何か意見とか疑問があれば、遠慮なくお聞かせいただきたいと思うんですけども。必要なかどうかということも含めて、いかがですか。
- (裁判員経験者3) すべてオープンというのは絶対だめだと思うんですね。必ず守秘義務というのは、場合によっては必要なことがたくさんあると思うんです。何でもそうだと思いますけれども。どこまでそれをする



かということ是非常に難しい問題で、これは守秘義務というのは、今後、時代とともに変わっていくと思うんですね。今は、評議については、内容、あるいは投票については言うてはだめですよということと言われて当然だと思いますけど、これが年々変わっていく可能性があると思うんですね。やがては、ある程度、この市民感覚をどこで反映されたんだという、判決が出てきたりとかする可能性もあるんじゃないかと思っています。今は必要だと思いますが、今後、変わってくるんじゃないかと思っています。だから、どれが守らないといけないという具体的な内容については、私は分かりません。

○(司会者) 2番の方はいかがでしょうか。

○(裁判員経験者2) 私もそれはあった方がいいと思います。

○(司会者) 守秘義務はあった方がいいと。

○(裁判員経験者2) はい。

○(司会者) それで、今、3番の方が言われたように、今後はもうちょっと守秘義務の内容も変わっていく必要があるんじゃないかという御意見だったようなんですが、その辺はどうですか。それとも現状のままでいいか。

○(裁判員経験者2) そうですね、それは変わっていくかもしれないと思います。やはり裁判員の制度ということで、また、国民の方がいろいろと参加されてくることによって、また変わるかもしれないし、それはあるんじゃないかなと思います。

○(司会者) もうちょっと広く話せるようにした方がいいとか、その辺はまだ特に御意見は。

○(裁判員経験者2) ちょっと話がずれるかもしれないんですけど、今、個人情報保護法ってありますね。それで大分困っている部分とかいうのが随分あるかなというのが感じられることもあります。

○(司会者) 1番の方、いかがでしょうか。

○(裁判員経験者1) もちろん守秘義務というのは必要なと思います。ほかの方が答えられたような内容については、私の方は今は予想がつかないということでよろしいでしょうか。

○(司会者) ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間の関係もありますが、守秘義務の関係で、法曹三者で何かお聞きになりたいことはありますか。

○(大西弁護士) 守秘義務に違反した場合に、どういう刑事罰があるかというところまで頭の中で理解されているかどうかというのをお聞きしたいんですけども。

○(司会者) 3番の方はどうですか。

○(裁判員経験者3) 私は守秘義務を絶対守ろうと思っていますから、刑罰なんか考えたことないです。まさかそんなことはないと思っています。

○(司会者) ほかの方は何か御意見ありますか。2番の方。

○(裁判員経験者2) 細かくは分かっています。

○（司会者） よろしいですか。

○（大西弁護士） はい、結構です。

#### 5 その他について

○（司会者） では、それ以外のことですけれども、裁判員になられたことで得られたものがあつたのかどうか。既に話で出ているところもありますけれども、何かありますか、改めて。

○（裁判員経験者1） そうですね、貴重な経験ができたという抽象的な言い方になりますが、あと、やはり事件の内容が私の中での常識では全く考えられないことでしたので、やはり世の中にはいろんな感覚というか、常識、物差しはそれぞれ違うんだなということはちょっと勉強になりました。

○（裁判員経験者2） 私も貴重な経験をさせていただいたと思います。この裁判員制度を通じて、ほかの方たちもいろいろ体験していただいたらいいかなと思います。

○（裁判員経験者3） 感じたことなんですけれども、私の事件でもそうですけど、たった5分か10分かの、軽率な面を出したために懲役何年という年数、この若者がですよ。それをもっと国民に知ってほしいというかですね、たったそれだけの時間でこれだけの人間の、裁判所もそう、それから警察、検事、弁護士、時間がかかるんですよ。たったこれだけの時間で、時間を費やさないといけない、国民の不利益、国の損失につながるんじゃないかと思しますので、その辺を痛感しましたね。たった5分か10分の犯行が、これだけ多くの時間とエネルギーを取られるんですよ。絶対そういうことを若者に知ってほしいなと思います。

○（司会者） ありがとうございます。

それでは、裁判員を経験して、ストレスとか、心の重荷を持たれたかどうか、あるいはそういうものにご対応されたのか、そういう観点で、何かお話しいただく点があれば、1番の方、どうぞ。

○（裁判員経験者1） 何度も伝えさせてもらっているんですが、正直ですね、私自身、打たれ強い方なんです。少々のことでは驚かないというふうに思っていたのに、今回、参加した事件の写真で、かなり心に、何と申しますか、不安な、不安定な日々が続きましたので、やはりもっと心が弱い方は、こういうのに参加すべきではない。本当に日常生活に影響するのではないかと感じましたので、裁判員候補に選ばれた時点で、また数名に絞られるときに、やはりその辺の配慮とか、そういうショッキングな映像があることはもう分かっていると思うんですね、裁判を開く前に。そういうのを見ても大丈夫なのかというアンケートの項目も必要ではないかなと思います。

○（司会者） その辺の配慮について、検察官の方ではどんな配慮をされているのでしょうか。

○（日比検察官） 保護責任者遺棄致死ということなので、恐らく御遺体の写真を見られたということだと思います。我々としては、やはり事件というのは、まさに一人の赤ちゃんが亡くなったということをきちんと裁判員の方に分かっていたかなきゃいけない。幼児の方が亡くなったということを口で聞くのと、亡くなられた方の写真を見ていただくというのは、やはり実際に一人の方が亡くなっているんだということを十分理解いただいた上で、その被告人に対してどういう刑を科すのがいいのかということを御理解いただきたいという

思いで、御負担だとは理解しながら写真を見ていただいているということをまず御説明させていただきたいという点がありました。

それで、写真を見て精神的な負担が相当あったということだったんですけども、やはり一人のお子さんが亡くられたということが分かりやすかったか、写真があつてですね。それから、文章だけで一人の幼児が亡くなったんですよと聞くのと、やはり写真を見ることによって、ああ、やはり一人の方が亡くなったんだなということを実感できたかどうかという点について御意見をお聞かせ願えればと思います。

○(裁判員経験者1) もちろん写真を見たことで、お母さんがどの程度まで放っておいたかというのが事実として、やはり文章だけで聞くよりは、映像があつた方がより理解はしやすかったと思います。

ただ、事前の面接の時点で、知人ではないか、親せきではないかという調査のときの感覚では、そういう写真が出るというふうに全く思っていないんですね。そこをちょっと配慮していただきたいというところで、ドラマとか映画で見る限りでは、そういう写真が出てきますので、それがまた現実となると、なかなかですね。

○(日比検察官) 先ほどの所長の御質問についてなんですけれども、我々として取らせていただいているのが、その写真が実際に画面に示される形になると思うんですけど、その前に、今から御遺体の写真を見ていただきますという形で、これからこういう写真を見るんだという心の準備をいただくという配慮はさせていただいているんですけども。確かに今の御質問にあつたような事前の裁判員にどの方がなつていただくかというところで、そういう御質問を入れるということについては、今後、我々も議論して検討していきたいなど、非常に参考になるなと思いました。

○(裁判員経験者1) その配慮の部分で、やはりそういう写真があるという場合は、途中、気分が悪くなった場合は退席してもいいですと、事前にそういう予告といいますか、そういうことはありましたので、覚悟は決めていたんですけども、やはり世の中、相当心が弱い方もいらっしゃるので、その配慮はしていただきたいかなと思います。

○(司会者) ありがとうございます。2番の方、いかがでしょうか。

○(裁判員経験者2) 私の場合、ちょっと遠かつたので、やはり家族の理解というのがないと、ちょっと大変だったかなと思います。それと、私の場合は、被害者は若い女の子だったんですけども、やはり同じように子供を持つ親として、そうだったら困るかなとか、そういうのもやはり身につまされた思いだったです。

○(司会者) 3番の方はいかがですか。

○(裁判員経験者3) 今、1番の方の話がありましたように、やはり選任手続のときに、面接がありますよね。そのときに、こういう写真を提示するんだよとか、殺人事件だよと、残虐だよと、いろんな話をして、それでもいいですかという話をさせていただくべきだろうと思うんですね。いわゆる被告人と知り合いじゃないですかとか、そういうことだけじゃなくて、そういう内容についてもですね、行って初めて、事件の概要が説明されますから、面接の段階で希望があれば辞退をお願いするというところで、30人ぐらい来ますので、そこで、やはりそうしないと、ずっと一生ストレスといいますか、ストレス障害になつたり、それからトラウマになつた

りする可能性は十分あると思うんですね。よろしくお願いします。

○(司会者) ありがとうございました。

それでは、時間も大分経過しましたので、最後に、これから裁判員として参加される一般の県民の方に対するメッセージがありましたら、お願いしたいと思います。1番の方。

○(裁判員経験者1) そうですね、大したことは言えないんですけども、通知が来ますので、それに伴って、日程に出てきて、候補者として並ぶわけですので、選ばれたらするしかないというところですので、貴重な経験ですのでというところでよろしいでしょうか。

○(司会者) それでは、2番の方お願いします。

○(裁判員経験者2) これはだれでもできるというものではなかったと思うんですけども、やはり選ばれたら貴重な体験をさせていただくということで、頑張っしてほしいなと思います。

○(司会者) ありがとうございました。3番の方。

○(裁判員経験者3) 今申し上げましたように、辞退といいますか、拒否の権利もある程度行使してほしい。そして、自分がやろうと思ったら責任を伴うんですね。これは、ただ興味本位で行く人はいないと思うんですけど、責任を伴いますので、真剣に取り組んでいただきたいと、そう願っています。

○(司会者) ありがとうございました。

それでは、これから20分ほど残りがありますので、報道機関からの質疑応答に入りたいと思います。

それでは、幹事社の方から聞かれるんでしょうか。どうぞ。

## 報道機関との質疑応答

- (NHK) 幹事社のNHKです。どうぞよろしくお願いいたします。幹事社としては、1点だけ御質問させていただきたいと思いますので、お三方にそれぞれお答えをお願いします。最初に、裁判員に選ばれたこと自体について、呼出状が来たとき、さらに御自身が裁判員として決定しましたとなったときの率直なお気持ちをぜひ改めてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。
- (裁判員経験者1) 率直な感想として、仕事を休めないと思ひまして、ちょっと仕事の調整の方をどうしようという。通知が来たときは、まだあいまいなんですけれども、当日ですね、選任されたときには焦りました。
- (裁判員経験者2) 1年ぐらい来なかったもので、もう今年は来ないだろうとあって、12月の暮れにはそう思っていたんですけれども、1月に来るということで、こちらに来て選任されたときは、ああ、来てしまったという感じで、でも、選任されてからは一生懸命やろうという感じでいました。
- (裁判員経験者3) 通知が来たとき、ちょっと驚いたんですけれども、それよりも、仕事はどうなるかなということが頭にありました。それと、辞退する項目、辞退理由の項目を書いてあるんですね。それに該当するのがないかなと一生懸命探したんですけれども、該当するようなのが全然ないんですね。で、とうとう選ばれてしまったんですけれども、宝くじに当たった方がよかったなと思います。
- (NHK) 関連して、少しだけ付け加えてよろしいですか。1番と3番の方、お仕事のことですとちょっと悩まれたとおっしゃいましたが、その中でどのようにお気持ちとして、踏ん切りではないですが、整理して臨まれたのか、そのときのお気持ちをもう少し具体的によろしくお願いします。
- (裁判員経験者3) 私が絶対いなければいけないという仕事ではありませんので、ほかの者に指示して、一人一人指示して、項目項目を指示して、出てまいりました。3日間よかったですよね。7日間とか、1年とか長期だと、とてもじゃないと思います。
- (裁判員経験者1) 私がしなければいけないという仕事がありましたので、裁判員が終わって夕方出社して、夜まで仕事をしたという日もあります。日中の連絡、緊急連絡がどうしても入りますので、今、便利なもので、メールができますので、メールを会社の方から入れてもらって、休憩の間に指示を出すというようなことをしておりました。
- (NHK) 分かりました。どうもありがとうございました。
- (西日本新聞) 西日本新聞と申します。よろしくお願いいたします。  
1番の方に写真の件で何点かお伺いしたいんですけれども、まず確認なんです、公判が始まる前に、事前にこういった写真があるかもしれないので、ちょっと気を付けてくださいというようなことは言われなかったんですかね。あったんですかね。

- (裁判員経験者1) いつのタイミングで。
- (西日本新聞) 裁判が始まる前に、選ばれるときにですね。
- (裁判員経験者1) 選任される時ということですよ、三十数名から。
- (西日本新聞) そうです。裁判が始まる前にということです。
- (裁判員経験者1) 私の記憶では、なかったですね。記憶で一番強いのが、やはり身内ではないか、知人ではないかというところが一番強く残っているんで、大変申し訳ありません。2年前ですので、私の記憶があいまいなのかもしれませんが、衝撃的な写真があるというのはなかったです。
- (西日本新聞) 私も2年前なので、ちょっとあいまいなんですけれども、確か検察側の方が公判では、「こういう写真があるので、もし本当に見れない方は目をつぶってください。」というような配慮があったかなと思うんですけれども、そちら、御記憶にございますでしょうか。
- (裁判員経験者1) 何かしら配慮の形というのがあったのは覚えていますが、でも、その写真を見なくては判断できないというふうに私自身は感じましたので、しっかり見させていただきました。
- (西日本新聞) そのとき、どうでしたか。ちらっと見て、もう見れないと思ったのか、また、それだけ衝撃的というのは、例えば、わきの損傷であったりとか、けがの損傷というのがそれだけ衝撃的だったんですかね。
- (裁判員経験者1) そうですね、今でもはっきり映像は出てきますので、わきの損傷であることと、多分ずっとそこに遺体があったという写真もあったかと思うんですよ、畳の色が変わっていたような写真があったと思うんですね。それほど放っておいたということの衝撃の強さと、やはりお母様に対しての腹立たしいこととか、そっちの思いの方が強くて、私自身、目を背けることなく、しっかり見させてもらいました。
- (西日本新聞) 先ほどもこういったのはもっと配慮があるべきじゃないかと、今後、裁判員が選任される際にという話があったんですけども、もしまた自分が裁判員に選ばれた際に、こういった写真があるということが事前に判明した場合、再度、裁判員をされますでしょうかという質問をお願いします。
- (裁判員経験者1) そうですね、そのときの状況で、それを理由に断ってもよいという条件があるかないかというところが、また違うと思うんですけども、恐らく私自身は、立ち直りましたので、心療内科に通うこともなくできましたので、また裁判員の方を経験させていただくかと思えます。
- (西日本新聞) ありがとうございます。
- (NBC) NBCと申します。先ほど3番の方から、自分たちがかわったことで、どういうふうに変わったかがもう少しオープンになればいいなというお話があったと思うんですけど、今、裁判員が始まって3年たって、報道とかで、例えば、性犯罪はちょっと重くなる傾向があるとか、この犯罪は軽くなる傾向があるとか、統計上、多少出始めてきていると思うんですけど、実際に経験されたお三方はそのことについてどう思われるか。また、法曹三者がこのことをどうとらえられているかというのを一言ずついただきたいんですけども。
- (裁判員経験者3) 重くなった軽くなったという話が出てきましたが、それはまず判断できません。私の経験した裁判だけに関することであって、それがあなたが言われている、そういう傾向になってきているという

判断は、ちょっと私には今のところできません。

ただ、裁判員になったから、いわゆる市民としての意見がどう反映されたかということは、やはりある程度です。守秘義務はあるにしても、何らかの形でそれが国民に分かっていただければなという気もするんですけど、今の段階で、私は、それはこうあってほしいということは、まだ判断できません。何となくですね、それはいつか、将来的にあってほしいなという希望的観測です。

- (司会者) 裁判員全員についてですか。
- (NBC) そうですね、それぞれ皆さんどうお感じになったか。
- (司会者) では、2番の方。質問の内容はよろしいですか。
- (裁判員経験者2) ちょっとよく分からなかったんですけど。
- (司会者) そうですね。では、もう一回。
- (NBC) 一般の市民の方が参加されて、多少評議を重ねられて、通常の専門の法曹関係者だけである裁判とは、また違った結論が出るような形になっているとは思うんですよね。統計的にちょっと変化が出てきているみたいな話しも出てきているんですけど、そういう変化が表れていることについて、参加されてみて、自分たちの感情がうまく働いているんじゃないかとか、いろいろ意見があると思うんですけども、先ほどみたいに自分の例しか分からないのという御意見もあるとは思うんですけど。
- (裁判員経験者2) 確かに私も自分の参加したのしか分からないので、それが今、重いのか軽いのかと言われても、ちょっと分かりづらいなという感じになりますね。すみません、よく分かりません。
- (司会者) 1番の方、いかがでしょうか。
- (裁判員経験者1) そういう声が上がっているというのは、情報として知りませんでしたので、よく分からないんですけども、少なくとも自分が参加したのは、とにかく裁判官の方は意見をよく聞いてくださったので、やはり市民の意見が反映されて、ちょっと違った形で出てきているのかなというふうには感じます。
- (裁判員経験者3) 逆にお尋ねしたいんですけど、それは裁判員制度ができたから判決内容が少し変化してきたということは、それはどこで言っているのですか。それこそ評議ですから、内容は出ていないと思うんですね。だから、私は聞きたいところなんですけれども、そういういい方向に出てくればいいんですけども、そのいい方向に出ていっているとおっしゃいますけど、その判断はどこでなされたんでしょうか。
- (NBC) どこのデータだったか、すみません、私も正確に覚えていないんですけども、先ほど過去の判例をもとに、これくらいの罪だったら懲役これくらいを科されているとか、そういうデータをずっと積み重ねられていて、過去のデータと裁判員裁判が始まった後のデータを比較したものがどこかから出されているというのがあるかと思うんですけども。最高裁・・・どこか裁判所のどこか、最高裁かどこかから出されています。
- (裁判員経験者3) ありがとうございます。
- (司会者) 今の質問は、法曹三者に対してもお聞きになりたいわけですか。

- (NBC) もし御意見があれば。
- (司会者) では、いかがでしょうか。
- (重富裁判官) 裁判員の方に見せている資料というのは、実は比較的新しい裁判例でしょうね。過去にかさのぼるものではないです。そういったものも示すんですけど、あくまで参考の資料なので、類似事例を探すのではないんですよ。過去、これくらいのばらつきですね、量刑の分布があるので、この中ぐらいに収まる普通の事件でしたらその中で検討しますし、ちょっと特殊事件でしたら上の方に行くか下の方に行くかというふうな議論をするものですから、余り過去事例にとらわれている評議はしていないのが実情です。

裁判員の方の意見を踏まえて、裁判官も意見を述べますが、実際にいろんな量刑ですから、ばらつきが出ますものですから、その中で多数意見で決めるということになっていますので、3人で定める量刑意見と9人で定める意見とは当然違ってくる。それによって、裁判員の方の量刑感覚が生かされるということは間違いないことだと思っています。

- (司会者) 検察官、弁護人も・・・。
- (NBC) 御意見なければ、大丈夫です。
- (司会者) 何か意見はありますか。特によろしいですか。では、よろしいですかね、今の質問。ほかに何か御質問ありますか。はい、どうぞ。
- (時事通信) 時事通信と申します。よろしくお願ひします。判決後の記者会見があったことを思い出されると思うんですけども、それと守秘義務の関係なんですけれども、会見のときに割と迷われて、「うーん。」となって、ちょっと守秘義務があるかなということで質問にお答えにならない方も結構いらっしゃるんですけども。その関係で、会見前に裁判所側から、守秘義務というのは、こういうことが守秘義務に当たりますよ、例えば、評議の内容ですね、こういったものが当たりますという何か明確なアドバイスみたいのはありましたかということをお聞きしたいです。

それと、裁判所側にも何か会見前に注意すべきこととかというアドバイスをされているかどうかということもお聞きしたいので、お願いします。

- (司会者) いかがですか。
- (裁判員経験者3) ここまでが守秘義務だということは、はっきり言われたと思います。それと、何か資料が、こういうのは守秘義務ですよという資料もあったような気がします。
- (司会者) 2番の方ありますか。
- (裁判員経験者2) はい、ありました。
- (司会者) 1番の方は。
- (裁判員経験者1) あったかと思ひます。ただ、やはり取材、私も出席したんですけども、やはりこういう場になれていないというのが一番あるかと思うんですね。本当に市民ですので、正直、今日も緊張していますし、こういう場になれていないということで、やはり具体的にこれはしゃべってもいいのかどうかというの



が分からないんだと思います。

○(司会者) 裁判所の関係で、何かありませんか。

○(総務課長) 記者会見の前には、簡単に分かりやすくポイントを絞った説明をしています。できれば、こちらとしても、なるべく自由にいろんな感想を話しやすいように、余りこれを言うと皆さんしゃべりづらくなるので、なるべく話していただくような方向で、これが守秘義務で、これが何条でと、そんな厳しい説明ではなくて、ポイントを絞って、評議の秘密でありますとか、職務上知り得た事実でありますとか、判決に対する論評事項とか、そういうものを簡単に説明して、ただ、その辺は記者クラブの皆さんもは理解していますので、気にせず安心してお話してくださいというような形で、いつもアドバイスはしております。

○(司会者) よろしいですか。ほかに何か御質問。はい、どうぞ。

○(共同通信) 共同通信と申します。今日はありがとうございました。

まず1点、重富裁判官にお伺いしたいんですけども、やはり裁判員裁判になると、量刑は当然プロの裁判官の方がいらっしゃるの、主導というか、メインになっていくとは思いますが、逆に、説論の部分でいうと、やはり1番の方 だったりだとか、同じお母さん世代の方がいたりだとか、逆に、例えば、被告、は自分の息子と同じぐらいとかというようなことも裁判員の方々はいらっしゃると思うんですが、その説論で何か普通の裁判と裁判員裁判で、やはり裁判員裁判だと、説論が皆さんの意見を取り入れて多くしているだとか、そういうようなものはありますか。

○(重富裁判官) 判決宣告前に、裁判員の方にどういうふう被告人に言おうかというところの意見を聞いて、それをまとめて私の方から述べさせていただいているので、私一人で考えていることではないですね。だから、当然いろんな視点、視覚があると思うんですけど、それを総合した形で、私の方で口頭で述べているということですから、恐らく通常の事件よりは詳しくに述べているんじゃないかなと思います。

○(共同通信) あと、これは裁判員を経験された3人の方に、もしあれば教えてほしいんですけども、本当に裁判員裁判、対象事件はいろいろあって、本当に人を殺してしまった殺人事件だとか傷害致死だとかもあれば、逆に、細かい描写って余り聞きたくないなというような性犯罪も、強制わいせつ致傷だとか強姦致傷とかあると思うんですけども。御自身が、お三方が経験されたのは1つしかないの、なかなか難しいかもしれません、こういう事件は、裁判員はちょっと外した方がいいんじゃないかとか、逆に、もっとうような事件を市民感覚を反映するためにした方がいいんじゃないかなというようなものがあれば教えていただけますか。

○(裁判員経験者1) すみません、大変難しく今受け取っているんですが、やはりいろんな事件があるので、そこで区別を付けるとなると、また線引きが難しいようになるのではないかなというふうに感じます。

○(裁判員経験者2) 私も区別というのは非常に難しいかなというふうに感じています。

○(裁判員経験者3) 私も与えられたものを粛々やっていくということだと思います。だから、その内容については、これがいい、あれがいいと私は言えません。ただ、裁判員というのは、どちらかというと重大事件を扱った方がいいのかなと、市民感覚として思いますね。プロは重大事件について大体のセオリーといいま

すか、判例とかありますからね、市民感覚というのは、ああそうかな、この人は死刑かなとか、この人はどうかかなというのがいろいろあると思うんですよ。だから、重大事件に私たちが関与するべきではないかなと思います。

○（司会者） そろそろ時間ですが、ほかにありますか。

○（共同通信社） 先ほどの衝撃的な写真の関係なんですけど、これはちょっと法曹三者の方にお聞きしたいんですけど、各裁判員の方に示されているモニターを、例えば、一部希望しない方には消すとかということは機器のシステム的に可能なのかということが1点と、もう1つは、写真を機器を使って見せなかったとしても、立証は可能なのかと。文書で代わりに提示することによって可能なのかということをお聞きできればと思います。

○（日比検察官） システムは多分可能だと思います。後で裁判所から多分お答えになると思います。立証が可能かというのは、僕は多分事案によると思いますけど、例えば、亡くなったことを立証するだけであれば、写真である必要性というのは本来的にないのかもしれない。ただ、我々が立証しなければならないことというのは、AさんがBさんを殺害したということを立証すればいいだけであれば、それは文書でもいいと思っています。ただ、我々としても、実態として、AさんがBさんを殺したというのはどういう実態だったのか、Aさんに対してどういう量刑を下すべきかという判断をする上では、必要最小限のものとして写真を提供していますので、そういう面では写真というのは絶対に必要なものだと思います。ただ、証拠として見られるか見られないか、裁判員の方が見られるか見られないかというのは、あとは裁判所が評議の際にどのように説明されるのかということになるかとは思いますが、我々としては必要なものだという形で証拠請求はさせていただいています。

○（司会者） 1番の方。

○（裁判員経験者1） 私も散々自分は心理的ストレスがひどかったというんですけども、やはり見なければ無責任だと私は思います。責任感が強いというふうに自負しているんですけど、やはり見たくはないけれども、見なければ判断の、やはりあれは本当にただ命が亡くなったというだけではなく、やはりあの状況を見ないと評議の意見も出ないので、だから、見れない方は、やはり参加すべきではないかなと思います。

○（重富裁判官） 画面を消すというのは、可能は可能ですけど、おっしゃったように、証拠として必要があるというものとして採用しているわけですから、それは、例えば、一人だけ見ないでもいいですよとは、なかなか言いにくいものがあると思います。

○（司会者） よろしいですか。

では、時間がちょうど来ましたので、裁判員経験者の方、長時間ありがとうございました。今日お話をいろいろ伺いましたので、これを参考に、より充実した裁判員裁判を確立していきたいと思います。どうもありがとうございました。